

# 川越地区ミニバスケットボール連盟 規約

## 第1条 (名称及び統括本部)

この連盟は、川越地区ミニバスケットボール連盟と称し、組織を川越市バスケットボール連盟傘下に置く。統括本部を統括本部長宅に置く。

## 第2条 (目的)

ミニバスケットボールを通して、地域の児童の健全な育成及び技術の向上を目指すと共に、ミニバスケットボールの発展に寄与することを目的とする。

## 第3条 (事業)

この連盟は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- ① 加盟チーム相互の連絡・提携及び情報の交換。
- ② 地区内外の少年団間の親睦交流。
- ③ 正しいミニバスケットボールの研究・指導及び指導者の研修。
- ④ ミニバスケットボール大会の実施。
- ⑤ その他、目的達成の為に必要な事業。

## 第4条 (役員及び任期)

この連盟には、円滑な運営を図る為に次の役員を置き、任期は2年とする。但し、欠員が生じた場合は補欠役員を置き、任期は前任者の残任期間とする。

- ① 会長から統括本部長までを理事とし、下記のすべての役職を役員と大別する。

会長	1名	副会長	若干名	理事長	1名
副理事長	若干名	統括本部長	1名		
総務委員長	1名	広報委員長	1名	競技委員長	1名
審判委員長	1名	会計	1名	監事	1名
顧問	1名	相談役	1名		

- ② 理事は、総会において改選する。但し、再任を妨げない。
- ③ 役員は、理事会にて委嘱する。

## 第5条 (役員の仕事)

役員の仕事は次の通りとする。

- ① 会長はこの連盟を代表する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
- ③ 理事長はこの連盟の運営を統括する。副理事長はこれを補佐する。
- ④ 統括本部長は、この連盟の庶務を行い各部を統括する。
- ⑤ 会計はこの連盟の会計し、監事は会計を監査する。
- ⑦ 各委員長はこの連盟の運営と発展等の為に必要な活動を行う。
- ⑧ 各委員会は委員長の補佐として副委員長を置き、必要に応じて委員を置く。

## 第6条 (組織)

この連盟の主旨を十分理解し所定の手続きを経て、加盟したチームをにて組織する。

- ① チームの構成は、基本的に小学校とその近隣と地域とし、チームの所在を明確にする。
- ② 選手は、原則として小学生の児童で保護者の同意を得た者とする。
- ③ 連盟主催大会出場の際、チーム事情により2チーム以上による混成チームを作る場合、代表者会議において承認を得る事。
- ⑤ その他、チーム構成に対する規約は、内規に定めるものとする。

## 第7条 (会議)

会議は、総会・代表者会議・理事会・役員会とする。

- ① 総会・代表者会議は、各加盟チームの会員並びに役員をもって行うものとする。
- ② 総会は年1回とし、会長がその議長となる。
- ③ 総会は、予算・決算・役員承認・事業計画・事業報告等、この連盟の重要事項について審議を決定する。
- ④ 総会の議決は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
- ⑤ 代表者会議は会長が必要と認めたときに召集・開催し、議決方法は総会に順ずる。
- ⑥ 理事会・役員会の構成は以下のように大別する。  
理事会(会長・副会長・理事長。副理事長・統括本部長・顧問)  
役員会(理事会・会計・委員会)
- ⑦ 理事会並びに役員会は随時開催し、連盟の運営、総会並びに代表者会議に提出すべき議案、その他この規約に定める事項も決定する。

## 第8条 (会計)

加盟チームの加盟登録費とその他の収入を連盟の財源とし、その活動・運営の為に使用する。

## 第9条 (年度)

この連盟の年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

## 第10条 (規約改正)

この規約を改正する場合は、総会の決議を経るものとする。

## 第11条 (内規)

この連盟を円滑に運営するための内規を別に定める。

以上